

第22回高山市農業委員会議事録

会議の日時 平成28年3月25日（金） 午後1時30分より

会議の場所 丹生川支所 2F 防災集会室

会議に附した議案題目

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 議事録署名者の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 報第42号 | 農業生産法人の報告等について |
| 日程第 4 | 報第43号 | 地積調査事業の成果による地目変更について |
| 日程第 5 | 議第130号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について |
| 日程第 6 | 議第131号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 7 | 議第132号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 8 | 議第133号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 9 | 議第134号 | 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について |
| 日程第10 | 議第135号 | 農用地利用配分計画（案）について |

○本日会議に出席した委員（議席順）

空野光治、丸山齊、藤井和豊、谷口忠幸、鴻巣明久、本林正樹、田中利博、
下田初秋、平岡誠治、橋場茂子、野村光吉、杉本彰信、伊藤善明、小林達樹、
養谷良孝、長瀬正隆、西畠徳明、田中正躬、車戸明良、岩村聡、平田秀男、
加藤貢、田村信彦、岩本洋子、天野克宏、増田勝、反中正志、中田一彦、
渡邊甚一、加藤正雄、森山護

○本日会議に欠席した委員

大森治良、清水直喜、西本壽吉、下田正克、向田誠、

○本日会議に出席した職員等

飛騨農林事務所農業普及課 井之本浩美
林務課長 藤下定幸
畜産課長 丸山浩一
農地相談員 松山孝平

○本日会議に欠席した職員等

○本日会議に出席した事務局職員

事務局長 伏見七夫
事務局次長 林篤志
振興主事 中田義博
農地主事 前坂幸寛
書記 山内一弘、脇坂光生、橋本哲夫、武川尚、清水一徳、平野善浩、
下畑守生、尾前隆治、松田俊彦、船坂康博、池田正人、

○本日会議に欠席した事務局職員

職務代理	<p>ただいまより第22回高山市農業委員会を開催いたします。</p> <p>本日は、4番 大森委員、7番 清水委員、9番 下田委員、21番 西本委員、34番 向田委員の欠席報告をいただいております。よって、現在の本出席委員は、36名中31名であり過半数に達しているため、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。</p> <p>続きまして、会長より挨拶を願います。</p>
会 長	<p>ご苦勞様でございます。</p> <p>4月からの法改正に伴いまして、今月2回目の総会になりました、来月以降月の終わりの方で総会という事になるので皆さま日程の方よろしく願います。</p> <p>非常に暖かい日が続いており、桜の芽もかなり膨らんで水仙も咲いております。今年は陽気が早い分、夏が心配だという声もあちこちで聞かれますが、我々農家はこの陽気に合わせて動くより仕方がないので皆さまも各地域で自然に合わせて農業に精を出して頂けたらと思う次第でございます。2回目で通常よりは少ないようですが最後までよろしくお願い致します。</p>
職務代理	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは日程に従いただいまから議事に移ります。</p> <p>会長が議長を務め、進行いただきます。</p>
議 長	<p>議事前に農業委員会憲章の朗唱をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(憲章朗唱)</p>
議 長	<p>日程第1 議事録署名者の指名について を議題といたします。</p> <p>議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、指名をさせていただきます。</p> <p>議席番号 12番 平岡 委員と、13番 橋場 委員を指名しますのでお願いします。</p>

議長 日程第2 会期の決定について を議題といたします。
会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。

それでは議事に移ります。
日程第3 報第42号 農業生産法人の報告等について を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

前坂農地主 事 それでは、日程第3 報第42号 農業生産法人報告提出状況について報告いたします。

今回は47法人のうち6法人についての報告となります。

農業生産法人につきましては、4つの要件がございまして、①法人形態②事業要件③構成員要件④役員要件について、報告を受けた資料により総合的に確認しております。

1番、冬頭町にあります株式会社は認定農業者であり、田 0.4 ha を経営耕作しております。経営内容につきましては菌床椎茸を栽培しております。

2番、飛騨市古川町にあります有限会社は、田 20.5ha を経営耕作しております。うち市内では田 1.0ha を耕作しております。経営内容につきましては水稲、大豆、野菜の栽培、その他として農作業受託を行っております。

3番、漆垣内町にあります有限会社は認定農業者であり、田 1.0ha、畑 8.0 ha、計 9.0 haを経営耕作しております。経営内容につきましては、酪農を営んでおり、ホルスタイン種の成牛 85 頭、育成牛 40 頭、計 125 頭を飼育しております。また飼料作物としてトウモロコシを栽培しております。

4番、江名子町にあります有限会社は認定農業者であり、田 0.8ha、畑 4.7 ha、計 5.5 haを経営耕作しております。経営内容につきましては、トマトの栽培、トマト加工を行っております。

5番、丹生川町森部にあります有限会社は認定農業者であり、田 0.5ha、採草地 0.3 ha、計 0.8 haを経営耕作しております。経営内

容につきましては、肉用牛肥育を一貫経営しており、肉牛 200 頭母牛 25 頭、計 235 頭を飼育しております。その他、水稻の栽培をしております。

6 番、朝日町見座にあります有限会社は認定農業者であり、田 2.4ha、畑 0.2 ha、計 2.6 haを経営耕作しております。経営内容につきましては、水稻の栽培、餅の製造、米粉加工をしております。

以上、6 件について報告いたします。

議 長

以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第 4 報第 4 3 号 地籍調査事業の成果による地目変更について を議題とします。

事務局の説明を願います。

山内書記
(丹生川)

丹生川町折敷地地内において、地籍調査を行い地目農地についての変更を報告いたします。

田 1 筆、畑 8 筆が隣接する原野・山林に合筆し地目変更しました、また登記上 1 筆の一部に墓地がありましたがこれを調査の結果畑となりました。

以上 報告をさせていただきます。

議 長

以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第 5 議第 1 3 0 号 農地法第 3 条の規定による権利移動の許可について を議題とします。

事務局の説明を願います。

池田書記

本日上程しました案件につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。

今回は、5 件の上程となります。

1 番は、江名子町地内の案件です。畑 1 筆 1,147 m²を所得して規模拡大します。受人の耕作面積は 11,182 m²、作付けについては露地野菜の予定です。

2番は、山口町の案件です。畑1筆 2,466㎡を取得して規模拡大します。受人の耕作面積は11,182㎡、作付けについては露地野菜の予定です。

3番・4番は、丹生川町の案件になります。交換案件です。

3番は田畑2筆 384㎡、4番は畑3筆 1,257を隣地取得します。受人の耕作面積は7,547㎡、作付けは露地野菜の予定です。

4番の受人の耕作面積は2,899㎡、作付けは露地野菜の予定です。最低下限面積の5,000㎡を下回りますが、立地上他の耕作者は入れないため、許可対象となります。

5番は、国府町の案件です。田1筆 232㎡を取得して規模拡大します。受人の耕作面積は12,736㎡、作付けは水稻の予定です。

以上、5件、田畑8筆で合計 5,486㎡についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(意見なし)

議長 ご意見がありませんので異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については許可することと決定いたします。

続きまして、日程第6 議第131号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

池田書記 最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告をいたします。

今回は、5件の上程となります。

1番は、下之切町の案件です。田畑2筆 335㎡について、農家住宅として転用する申請です。

2・3・4番は、新宮町の案件です。田6筆 について、植林する申請です。大半が山林化している農地です。27年度の一般管理で農振除外されました。

5番は、漆垣内町の案件です。田1筆 465㎡を嵩上げする申請です。一時転用のため許可日から3年間の予定です。

以上、5件、田畑9筆で 計 4,662㎡についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(意見なし)

議長 ご意見がありませんので異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第7 議第132号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

池田書記 当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外または除外手続き中であることを確認しておりますので報告いたします。

本日は7件の上程です。

1番は、西之一色町3丁目の案件です。畑2筆 608㎡について、資材置場に転用する申請です。まちづくり条例の協議中です。

2番は、岡本町4丁目の案件です。田1筆 64㎡について、駐車場に転用する申請です。既転用であったため追認を求めるものです。

3・4番は、中山町の案件です。畑2筆 366㎡について、個人住宅に転用する申請です。

5番は、久々野町無数河の案件です。田1筆 1,079㎡について、資材置場と駐車場とする申請です。既転用であったため追認を求めるものです。

6番は、国府町村山の案件です。田1筆 361 m²を、資材置場に転用する申請です。

7番は、上宝町吉野の案件です。畑1筆 6.61 m²を公民館の駐車場にする申請です。既転用であったため追認を求めるものです。一般管理で農振除外されました。

以上7件、田畑8筆、2,484.61 m²についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(意見なし)

議長 ご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について、許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第8 議第133号 農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。

1～2番は委員案件であります。該当委員は議事参加できませんのでお願いします。

事務局の説明をお願いします。

船坂書記 本日は99件の利用権設定と2件の所有権移転についての上程です。なお、当申請については農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件に該当しております。

1～2番は委員関連案件ですので、最初にご説明いたします。

1～2番について、農業生産法人で認定農業者である借人は複合経営をしており、田2筆1,535 m²を新規9～11年の使用貸借権を設定し、そばおよび飼料米を生産するものです。

以上、2件につきましてご審議をお願いいたします。

議長 ただいま説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 意見がございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用集積計画の決定について、1～2番について承認といたします。

1～2番関係委員の議事参与制限を解きます。

続きまして、3～67番は委員案件であります。該当委員は議事参与できませんのでお願いします。

事務局の説明を願います。

船坂書記 3～67番について、農業生産法人で認定農業者である借人は水稻の経営をしており、田125筆216, 197㎡を新規、更新5年の賃貸借権を設定し、水稻を生産するものです。

以上、65件につきましてご審議をお願いいたします。

議長 ただいま説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 意見がございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用集積計画の決定について、3～67番について承認といたします。

3～67番関係委員の議事参与制限を解きます。

引き続きまして、農用地利用集積計画の決定について、68番以降について議題といたします。

事務局の説明を願います。

船坂書記 それでは引き続き、68番以降のご説明をいたします。

68番について、認定農業者である借人は施設園芸(ほうれん草)の経営をしており、田4筆6, 188㎡を新規5年の賃貸借権を設定し、水稻を生産するものです。

69番について、市青年等就農計画認定者である借人は施設園芸(ほうれん草)の経営を開始するため、畑1筆2, 233㎡を新規6年の賃貸借権を設定し、施設園芸によりほうれん草を生産するものです。

70番について、市青年等就農計画認定者である借人は施設園芸(トマト)の経営を開始するため、田1筆2, 503㎡を新規5年

の賃貸借権を設定し、施設園芸によりトマトを生産するものです。

71～72番について、認定農業者である借人は水稲の経営、育苗販売をしており、田7筆8, 401㎡を新規5年の使用貸借権を設定し、水稲を生産するものです。

73番について、農業生産法人で認定農業者である借人は施設園芸（ハーブ野菜、その他）の経営をしており、田1筆3, 984㎡を新規10年の賃貸借権を設定し、施設園芸により野菜を生産するものです。

74～75番について、認定農業者である借人は水稲、花卉、果樹（ブルーベリー）の経営をしており、田3筆4, 032㎡を新規10年の賃貸借権を設定し、水稲を生産するものです。

76番について、認定農業者である借人は水稲、施設園芸（ほうれん草）の経営をしており、田2筆2, 694㎡を新規10年の賃貸借権を設定し、水稲を生産するものです。

77番について、認定農業者である借人は果樹（桃）の経営をしており、田4筆2, 181㎡を更新1年の賃貸借権を設定し、引き続き果樹を生産するものです。

78～99番について、農業生産法人で認定農業者である借人は水稲の経営をしており、田45筆55, 582㎡を新規、更新3～10年の賃貸借権を設定し、水稲を生産するものです。

以上、68～99番につきましてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 意見がございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用集積計画の決定について、68～99番について承認といたします。

続きまして、

100～101番は委員案件であります。該当委員は議事参加できませんのでお願いします。

事務局の説明を願います。

船坂 100～101番について、農業生産法人で認定農業者である買い手は水稲、施設園芸（トマト）、菌床椎茸の経営をしており、農

振農用地区域内の田2筆2, 171㎡を取得し、隣接する経営地と一体利用し施設園芸により菌床椎茸、トマトの生産をするものです。

以上、100～101番につきましてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 意見がございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用集積計画の決定について、100～101番について承認といたします。

続きまして、日程第9 議第134号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について を議題といたします。

事務局の説明を願います。

船坂 本日は26件についての上程です。

農地中間管理機構である借人は、貸付候補農用地等リストに基づき、今回、田、畑、原野136筆128, 366㎡を新規10年の賃貸借権を設定するものです。

以上、26件につきましてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 意見がございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について、承認といたします。

続きまして、日程第10 議第135号 農用地利用配分計画（案）について を議題といたします。

事務局の説明を願います。

船 坂	<p>本日は136件についての上程です。</p> <p>1～93番について、農業生産法人で認定農業者である借人は水稲、施設園芸（トマト）、菌床椎茸の経営をしており、経営面積は199,937㎡です。田、畑、原野93筆90,337㎡を新規10年の賃貸借権を設定し、水稲、飼料米、そば、大豆を生産するものです。</p> <p>94～105番について、農業生産法人で認定農業者である借人は水稲、そば、施設園芸（トマト）の経営をしており、経営面積は351,520㎡です。田12筆12,431㎡を新規10年の賃貸借権を設定し、水稲を生産するものです。</p> <p>106～113番について、認定農業者である借人は水稲、肉用牛（繁殖）の経営をしており、経営面積は71,731㎡です。田8筆6,392㎡を新規10年の賃貸借権を設定し、水稲を生産するものです。</p> <p>114～128番について、認定農業者である借人は水稲、施設園芸（ほうれん草、菌床椎茸）の経営をしており、経営面積は37,666㎡です。田15筆8,079㎡を新規10年の賃貸借権を設定し、水稲を生産するものです。</p> <p>129～130番について、農業生産法人で認定農業者である借人は水稲の経営をしており、経営面積は7,876㎡です。田2筆5,787㎡を新規10年の賃貸借権を設定し、水稲を生産するものです。</p> <p>131～136番について、人・農地プランに位置付けられた担い手である借人はそばの経営をしており、経営面積は10,915㎡です。田6筆5,340㎡を新規10年の賃貸借権を設定し、そばを生産するものです。</p> <p>以上、136件につきましてご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なし）</p>
議 長	<p>意見がございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用配分計画（案）について、承認いたします。</p> <p>以上で本日本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意見等ございませんか。</p>

(発言なし)

それではこれもちまして、第22回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時20分 終了

議 事 録 署 名 者

本林 正樹 議長

平岡 誠治 委員

橋場 茂子 委員
